

以上、誤解、淺學により、著者の眞意を十分理解しきれなかつたのではないかと惧れている。その點御海容を願うとともに、御叱正をこう次第である。ともあれ戦後初めて、本格的な公羊傳の思想的史的研究であり、その意味で著者の苦勞を思うとともに、後進の一人としてその公刊を心から喜ぶものである。この金字塔とも言うべき卓れた著作を足場に、公羊傳の研究が、ひいては中國古代思想の解明が一層前進することを、著者とともに願つてやまない。ただ最後に一言だけ言わせてほしいことがある。それは中國哲學・思想の研究者の著作・論文に通有のことだが、注は主として史料面での補充にあてられ、從來の研究史についての言及が餘りに少ないことである。研究が先學の業績の上に積重ねられ進歩していくものである以上、自らの研究を時として陥りやすい獨善性から救い、また専門外の人々との交流の窓口を開くためにも、そうした點の配慮が必要なのではないかと思う。意見の分かれるところと思うが、自らの見解を述べさせてもらった次第である。

(後藤 延子)

均田制の研究

——中國古代國家の土地政策と土地所有制——

堀 敏 一 著

一九七五年九月 東京 岩波書店 A5判 四八五頁

一

本書は、第一篇 均田制の成立過程、第二篇 均田制の展開、第三篇 中國古代の身分制と土地所有制の三篇八章から成る。要するに、漢代の限田制・王田制から西晉の占田・課田制をへて、均田制の成立・崩壊へと展開する、中國「古代」の土地政策、及びそれと不可分の關係にある身分制度・土地所有制を主題にしたものが、本書である。

六〇年代前半にあいつぎ公刊された、西嶋定生・増淵龍夫・木村正雄氏等の論者が、五〇年代の古代史研究のそれぞれの歸結を意味するとすれば、本書は、六〇年代から七〇年代初頭にいたるその後の研究の總括を成すものと言える。卷末に附された大なる「参考文献目録」やその行論において紹介・批判されている先行諸學說の豊富さが、それを最もよく象徴している。この時期を扱かつた專著としても、本書が現在望みうる最高の水準を行くもの一つであることは、この一點からも窺い得る。

本書の成果は、ごく大まかに言つて二つあると言える。第一は、

先行諸學說・關連諸史料の合理的・論理的な考證・批判に基づく、古代以來の土地制度の體系化及びその整序。第二は、これらの土地制度を生みだした社會をも考察の對象とし、土地政策を媒介とする漢から唐にいたるまでの社會・國家の體系的なとらえ方を提示している點である。かくして、本書の論證は多岐に涉っており、個々の具體的な内容にまでたちいつてそれを紹介することは、いささか困難である。私は、第二の點に主眼を置き、私なりの讀み方を紹介して感想を述べてみたい。

二

本書の序章ともみなし得る「はしがき」によれば、唐宋變革の前提となる社會の性格をどのようにとらえるか（VI頁）が、本書の主題―均田制を研究對象とされた著者の問題關心である。以下においては、この著者の問題關心にしたがつて、唐宋變革の前提を成す社會の性格をどうとらえるか、という觀點からまず本書を概観してみよう。

本書によれば、漢代の限田制から北魏に始まる均田制にいたるまでの各時代の土地制度は、井田制をその理念としていた。この井田制理念の基礎は、春秋戰國の變革期における氏族共同體の解體にもなつて析出されてきた、家族數五〜九人・田土百畝・五畝の宅地所有と言つた自立小農民層の存在であつた（二六頁）。これら自立小農民は、獨立と同時に債務關係等の契機を通じて分解し、秦漢以來、土地所有の不均衡を生じていた（二七頁）。この土地所有の不均衡は、地方豪族の擡頭をうながし、更にこの豪族の發展は漢帝國を解體し、南北朝の分裂時代を現出する（一八頁）。かくして、豪

族層の土地所有を制限し、不均衡を含みつつもなお廣汎に存在した自立小農民層の生産を保護し、その生活を安定させようとするのが、均田制にいたる各時代の土地政策に共通した目的であつた。このように、それらが專制國家の人民支配を支える制度として考え出された點は共通であつても、それぞれの制度はそれぞれの歴史段階に對應して生みだされたものである（九六頁）。かくて、各時代の具體的な政策は、各時代の社會のあり方によつて様々な變容をうける。その主要な契機として、豪族層と自立小農民層との構造的關連、つまり地方秩序―共同體が、本書では措定される。

漢代における地方秩序―宗族・鄉黨の世界は、その内部に階層分化を含みながらも、なお自律的な共同體的性格を保持しており（三九頁）、そこには小作農民が存在してはいても、國家はなお彼らを擔稅者として把握しており、個別人身的支配は、この共同體秩序を媒介として成立していた。それ故、漢代における土地政策は、本來的には小農民の没落から生じる奴婢所有と限度をこえる田土所有との制限が對象となるだけであつた。漢帝國崩壞後から東晉にいたると、農民層の分解の進行にともない、奴隸制や封建制の發展がみられる（九一頁）。この趨勢に對應して出てくるのが、西晉期の占田・課田制及び給客制である。占田制は、農民の所有地に一定の限度を附して、これを自作の小農民として國家が掌握しようとするものであり、課田制はその掌握した所有地の上にこれを施行して、農耕を督勵し、田租收入を確保しようとしたものである（六六頁）。そして魏晉期の給客制は、主客關係の發展に一定の讓歩を示して、一定數の客に限つて課役を免ずる反面、それ以上の數の客がある場合は、これを國家の直接支配下に置き、課役を納附させることを目的

としたものであった（八五頁）。かくして、自立小農民層と豪族・官人とに對するそれぞれの土地政策を通じて、國家はその人民と土地に對する直接的支配の體制、すなわち個人身的支配體制を再建し維持してゆく。

ところで、漢代以來の傳統的な豪族社會においては、一方で小農民との間に結ばれた債務關係を基礎に債務奴隸が間斷なく再生産されているため、豪族は債權破棄・振郵を通じて鄉村秩序の維持に對しきまざまな配慮を行ない、小農民の再生産に對し一定の役割を擔つていた（一三六頁）。かくして、このような傳統的豪族體制をうけつぐ北魏の宗主制の形態においても、宗族・鄉黨の救済が義務とされ、農民の自立性を保障する働きをしており、當時の個人身支配もこのような漢代以來の地方秩序―共同體によつて支えられていたのである（一三七頁）。しかし、永嘉の亂以後、傳統的豪族體制は動搖と内部對立をはらむようになり、「宗主守護」の状態が一方で出現する。すなわち宗主たる豪族は、集まってくる小農民を保護・從屬せしめ、國家に對する稅役忌避を行なうようになり、國家と農民とのあいだの從來の支配と收取の關係―個人身支配とは別個の、新しい支配―收取關係があらわれてくる（一三六・七頁）。このような新しい支配―收取關係の出現に對し、三長制を基礎にして生れてきたのが均田制である。

均田制は、土地の還受をとおして國家の手による小農民の創設・維持をくわだてたものであり、三長制はそれら小農民を國家が直接組織して、鄉村秩序を再建しようとしたものである（一三八頁）。かくして、均田制のもとでは地主―佃客關係は、制度上否定される

にいたり（一七七頁）、大土地所有の直接的生産者として公認されたのは奴婢だけとなる（一七八頁）。つまり、均田制は有力者のもとに隸屬していた客をも、一般の農民と同じく均田農民として把握しようとしたし、晉制でふれなかつた奴婢についても、奴婢の受田を通じて大土地所有を認めるとともに、これを國家の統制下におこうとした。したがって、均田制は晉制にくらべて、個人身支配を一層徹底しているといえる（九三頁）。とりわけ、制度上、農民の人身支配が強化された後期均田制においては、一方で官人永業田の設置をとおして身分秩序に應じた土地所有體系がうちたてられ（一二三頁）、また國家が舊來の共同體の自律的な救済機能を代行し、國家的政策として農民全般の生産と生活を保障するようになる（二〇五頁）。ここにおいて、國家と小農民との間に介在した共同體は國家に體現されるにいたり、國家が直接に自立小農民層を支配することになる。かくして、個人身支配體制は、この後期均田制において完成するのである。

ところで、このようにして成立した、言わば國家的共同體としての均田制は、その内部に存在する諸矛盾によつて崩壊する。すなわち、第一に、丁男の強力な國家的把握にともなう均田制の共同體的機能の低下と、人身收奪の側面のみ強化による小農民の没落・逃避（二〇七頁）、第二に、上層農民の勲官・色役・雜役をテコとする課役忌避にともなう農民の階層分化の進行（二六四頁）、第三に、官田における個人制的徭役勞働的性格の強化にともなう農民の没落（三一六頁）、第四に、官人永業田を基礎とする莊園の發展（二二六頁）や、山林藪澤地の侵奪にともなう私的大土地所有の擴大（四三五頁）等々の諸原因がそれである。このように均田制の崩

墟は、その基礎をなしていた自立小農民層の没落——分解を基底としてもたらされ、更にこの分解は、私的大土地所有の内部に新しい地主——佃戸制を發展させたばかりでなく、國家の共同體的役割の減少ともなつて、地主層の支配する新しい村落——同族村落を形成してゆくのである（四三六頁）。

かくして、堀氏によれば、唐宋變革の變革たる所以は、國家的共同體としての均田制の崩壊と、それともなう地主佃戸制及び新たな共同體——地方秩序としての同族村落の出現であり、その前提となる社會とは、後期均田制において完成されるような、廣汎な自立小農民層を基礎として成立する、國家的共同體としての個人身身的支配體制である、と理解し得るであらう。

三

以上の概観を通じてみれば、本書の基本的な枠組は「個人身身的支配體制」であり、土地制度を媒介とするその具體的な形成——崩壊過程が敘述の中心を成していることが分かる。以下においては、この「個人身身的支配體制」について考えてみる。

本書においては、個人身身支配とは、秦漢から隋唐にいたる中國「古代」の基本的な支配體制であり、皇帝による個々の農民とその土地にたいする一元的な直接的支配の體制として規定されている（九二—三六四頁）。その場合著者は、專制國家の直接支配をうける自立的な小農民經營をこそ當時の主要な生産様式と考える（二二六頁）。本書の各所で言及されているように、この體制的基礎となる農民は廣汎な自立小農民層であり、この小農民層の自立性の主張は本書を貫く特徴でもある。ともあれ、當時の支配的な生産様式たる

自立小農民層と專制國家との直接的支配關係が、本書の基本的枠組——「個人身身的支配體制」に他ならない。

このように、本書を構成する基礎概念は、專制國家の個人身身支配と自立小農民である。しかし、本書を構成する主要概念はこれだけではない。堀氏は、増淵龍夫氏や、最近の川勝義雄・谷川道雄兩氏の共同體論を批判的に繼承し、個人身身支配の具體的なあり方を規定するものとして、父老・豪族等が形成する地方秩序——共同體概念を積極的に位置づけられる。また、その共同體を規定するものとして生産關係、とりわけ豪族・宗主による「封建的」生産關係をも指定される。あえて單純化すれば、この四つの基礎概念によつて本書が敘述されている、と言つても過言ではない。すなわち、秦漢以來、自立小農民に對したものは、專制國家の個人身身支配と豪族等により形成される地方共同體であり、農民層分解を基礎とする後者のたえざる「封建化」——新しい生産關係の創出を排除しつつ、彼らが在地で擔つていた共同體機能を國家的に掌握し、共同體を介することなく直接に自立小農民を支配して成立したのが、隋唐期の後期均田制であつた、と。

また、見方を變えれば、本書にあつては、中國における「封建的」生産關係は、絶えず一定程度進行する農民層分解ともなつて漢代以來みられ、北魏にいたつて宗主制督護としてその傾向が頂點に達した時、均田制——三長制の施行によつて、制度上は解消されるにいたる。そして、均田制内部において胚胎した新たな關係が、均田制の崩壊と相互規定的に進展し、地主佃戸制として完成する。とすれば、漢代の限田制以下、均田制にいたる國家の土地政策は、一面では、このような「封建化」を阻止するための反動的性格をもつ

ものとして畫かれているように理解される。ともあれ本書では、地方における絶えざる「封建化」と専制國家による個人身支配との對立として、漢唐間の社會が敘述されているとみてよいだろう。では、この「封建化」を排除して成立した、「封建的」ならざる「個人身身的支配體制」とは何であろうか。

個人身支配とは、先述の如く専制國家と小農民との直接的な支配關係を指す概念である。しかしながら、このような支配關係について、著者は、その社會經濟史の本質規定を慎重に回避されている。本書に結章を缺くのもそのためであろう。だが本質規定をするためのフアクターは、すでに本書によって與えられている。堀氏によれば、自立小農民は、事實上の私的占有權を有しており(四一五頁)、一方國家は、それを規制する國家的土地所有とも言える所有權をもっていた(四一七頁)。それ故、堀氏の論證を一步推し進めれば、均田制の反對給附たる租調庸收取體系は、明らかに土地所有者たる國家に對する私的占有者——均田農民の地代として現象している、と言えよう。かくして、一應の自立した小經營を營み、事實上の私的占有を行なう秦漢以來の小農民は、まごうかたなく國家の農奴として把握されるべきものになるであろう。堀氏の理解によれば、農奴とは一應自家の經營をもち、主家に地代を支拂う(三九八頁)ものである。この主家とは、土地所有者に他ならないだろう。それ故、漢唐間の土地所有制のある種の國家的土地所有制とみなす堀氏の見解に即して言えば、後期均田制において完成する個人身身的支配體制は、國家的規模にまで集中された農奴制的國家體制として理解されるだろう。これは、堀氏の主觀的意圖とは異つて、均田農民を國家の小作人——農奴としてとらえる宮崎市定氏の理解と事實

上同じ歸結を示していると言わねばならない。堀氏の論證は、むしろ、宮崎氏のそれよりも具體的かつ鮮明でさえある。

ところで、この場合問題になるのは、その自立小農民概念である。本書において、この概念は極めて重要な位置にある。それは、當該社會の主要な生産様式とさえみなされた。本書で述べるように、それが自立した小經營であるならば、前述の如く當然それは農奴と規定しうるものである。だがしかし、本書において、その自立の意味は不分明であり、むしろア・プリオリに措定されてさえない。自立小農民は、一體如何なる意味において、また何に對して自立しているのだろうか。その實態・本質はかならずしも明らかではない。明らかでない以上、それと不可分の關係にある「個人身身的支配體制」概念もまた不明瞭にならざるを得ない。それを國家による小農民とその土地に對する直接的な支配と規定するにしても、その支配に内在する社會關係が明らかでないからには、それは單なる外形的な見かけ上の規定にすぎないのではないかと。してみれば、堀氏のあらゆる方向からの體系的な論證にもかかわらず、自立小農民經營の本質が明らかにされない以上、「個人身身的支配體制論」は、結局はかの制度史的専制國家理解に歸着してしまふのではあるまいか。

四

本書を始めて手にした時、序章や結語のないのを奇異に思った。思えば、中國「古代」の支配體制を「個人身身的支配體制」なる概念で規定されたのは、六〇年前後における西嶋定生氏であった。堀氏が序章や結語を附されなかったのも、この問題提起を前提とし、

それをより具體的に論證しようとしたからであろう。共同体概念や封建制概念の積極的な導入がそれを物語る。しかし、六〇年以降の實證の個別的深化・豊富化―それ自體問題を内在してはいるが―にともなうて、中國「古代」の歴史の規定をなす概念として、もはや「個別人身的支配體制」概念は、それをつつみきれないものになつてしまつたように思われる。本書がそれを端的に表現しているのではあるまいか。要するに、六〇年代の問題意識の枠の中で、六〇年代以降のより豊富になつた實證を體系化しようとしたところに、問題が存在するのではないかとすれば、「個別人身的支配體制」

概念は、今後の研究の進展にとっては、大きな桎梏に轉化していると言わねばならない。では、本書の成果をより發展させるために、我々は何をなすべきであろうか。それにはまず、「自立小農民」概念の再検討を、實證的かつ理論的に深めるところから始められるべきではないかと思う。

専ら自分の問題關心にひきつけて本書を讀ませていただいた。大きな體系をもつ本書の本格的な検討は、今後の研究者にとって大きな課題となるであろう。恣意的な解釋になつたところがあるかも知れない。著者の御海容をお願いする次第である。(渡邊信一郎)